



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 後期高齢者医療制度をわかりやすく Part.1

NEWS2. 給与が一部未払いの場合の源泉徴収

NEWS1. 後期高齢者医療制度をわかりやすく Part.1

75歳の誕生日に合わせ、後期高齢者被保険者証が送付されますが、重要事項を今回と次回の2回に分けわかりやすくご説明します。

後期高齢者医療被保険者証は75歳の誕生日から有効となりますので、誕生日以降に医療機関等へかかる際は、窓口提出しなければなりません。今までの健康保険証と高齢受給者証は使えなくなります。また、後期高齢者への加入についての手続きはいりません。

一部負担金の割合は？(医療機関にかかる際の自己負担額)

同じ世帯に市町村民税課税所得が**145万円以上**である後期高齢者医療制度の被保険者が



いない場合……**1割負担**
いる場合………**3割負担**

※ 前年の12月31日現在で同一の世帯に19歳未満の方がいる世帯の世帯主であった後期高齢者医療制度の被保険者については、その時点の合計所得が38万円以下である19歳未満のかたの人数に応じて、課税所得から以下の金額の合計を控除した金額で判定します。

- ・同一世帯の16歳未満の方の人数×**33万円**を課税所得から控除します
- ・同一世帯の16歳以上19歳未満の方の人数×**12万円**を課税所得から控除します

一部負担金割合の再判定について

一部負担金が3割負担と判定された場合でも、以下の①～③の条件のいずれかを満たす場合は、**申請により翌月から1割負担**となります。

①被保険者が一人の世帯……

被保険者の収入額が**383万円未満**のとき。

②被保険者が一人で、その被保険者の収入額が383万円以上であって、かつ同じ世帯に後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している70歳から74歳の方がいる世帯……

被保険者と、70歳から74歳の方の収入額の合計が、**520万円未満**のとき。

③被保険者が2人以上いる世帯………

被保険者の収入額の合計が**520万円未満**のとき(例えば、ご主人と奥様が後期高齢者で収入額が520万円未満のとき)

次号(12月1日号)では、気になる保険料の決定方法や軽減措置及び支払方法をご説明します。

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

当社は著しい売上の低下により、苦しい経営が続いています。従業員は頑張って働いてくれているのですが、資金面が苦しくなっているので、毎月の給与も全額支払うことができていません。

この場合、所得税及び復興特別所得税は給与全額に対応する税額を納付しないといけませんか？

Answer

納付する必要はありません。

支払額に応じて源泉徴収し、納付を行ってください。

また、年末調整では取り扱いが異なりますのでご注意ください。



【解説】

原則として、役員や従業員に毎月支払われる給与は、支払いが行われた際に源泉徴収を行います。

給与の一部を支払い、残額が未払いになる場合には、支払うべき給与額に対する所得税のうち、実際に支払う給与額に対応する部分の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

具体的には、まずその月の支払うべき給与額から所得税及び復興特別所得税の税額を求めます。次に、求めた所得税及び復興特別所得税の税額に、支払うべき給与等の金額を分母、実際に支払った給与等の金額を分子とした割合を掛けます。

計算としては

例:)

給与額(社会保険料控除後) 200,000円
 所得税及び復興特別所得税 10,000円

実際の支払額が80,000円になってしまった場合

源泉徴収額 10,000円 × 実際の支払額80,000円 ÷ 給与額全額200,000円 = 4,000円

よって、実際の支払い時には4,000円を源泉徴収します。

役員に対する賞与については、支払いの確定した日から1年を経過した日までに支払いがされない場合、その1年を経過した日に支払いがあったものとみなされ、源泉徴収することになります。

また、年末調整を行う際に未払いが残っている場合には、未払い分の給与額は年間給与支払額の総額に含め、未払い給与分に対応する源泉徴収額も年間徴収税額の総額に含めて年末調整を行います。

上記の通り、給与の支払額に応じて源泉徴収という形になりますが、年末調整では未払い分の給与額、未払い給与分に対応する源泉徴収額も含めて年末調整を行いますので、ご注意ください。

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850